

利用規約

ご利用前に必ずお読みください。

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）のオンライン申請システム（以下「本システム」という。）を利用して、オンラインによる申請等を行うためには、下記の利用規約の全ての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、下記の利用規約の各条項に同意したものとみなされます。利用規約をご確認し、理解した上で本システムを利用してください。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「本システム」とは、センターが交付する本補助金の申請等の手順をオンラインにより処理をするシステムをいう。
- 二 「申請等」とは、公募兼交付申請、実績報告、計画変更及び取下に関する手順を行うことをいう。
- 三 「システム利用者」とは、本システムを利用し申請等の手順を行う者をいう。
- 四 「様式ファイル」とは、本システムによる申請等を行う際にシステム利用者が提出する様式の電子ファイルであり、センターから提供したものをいう。
- 五 「操作ガイド」とは、様式ファイル以外のヘルプファイル等で、センターが本システムの利用に関連して提供するものをいう。

（システム利用者の責任）

第3条 システム利用者は、本システムの利用に際し、必要なユーザID及びパスワードを自己の責任において管理する。

2 システム利用者は、センターホームページに掲載されている操作ガイドにしたがい利用する。

3 ユーザID又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって発生した損害についての責任はシステム利用者が負担し、センターは一切責任を負わない。

（システムに関する知的所有権）

第4条 センターがシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約及びセンターのホームページに掲載されている操作ガイド等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、センターに帰属する。

2 システム利用者は、本システムの利用に際し、センターがシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとする。

- 一 本利用規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。
- 二 複製、改変、編集、頒布、またリバーエンジニアリング等を行わないこと。
- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。

四 センターが表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第5条 本システムの利用可能時間は、センターのホームページに掲載する時間とする。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にセンターのホームページに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとする。

- 一 機器等のメンテナンスが予定される場合
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本システムの重大な障害が発生した場合
- 三 その他、センターにおいて、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

3 センターは、本システムの利用が著しく集中した場合には、本システムの利用を制限することができるものとする。

(環境条件)

第6条 システム利用者が本システムを利用する際の環境条件は、センターのホームページに掲載する条件とする。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできない。

- 一 本システムが提供する機能を申請等以外の目的に使用すること。
- 二 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 四 本システムの全部又は一部を第三者に頒布、送信その他の方法で提供すること。
- 五 本システムに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又は削除すること。
- 六 ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- 七 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 八 その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

(保証の拒絶及び免責)

第8条 本システムは、システム利用者に対し、現状で提供されるものであり、センターは、本システムにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、本システムが特定目的に適合すること並びに本システム及びその使用がシステム利用者又はシステム利用者以外の第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についての保証を行うものではない。

2 センターは、本システムの補修、保守その他のいかなる義務も負わない。また、センターは、本システムの利用に起因して、システム利用者が生じた損害又は第三者からの請求に基づくシステム利用者の損害について、原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとする。

(期間)

第9条 本利用規約に基づくセンターとシステム利用者との間の本システムに係る利用規約の効力は、システム利用者が、本システムのアカウントを作成する際に本利用規約に同意した時点から開始し、次の各号に掲げる事由が生じた時点で終了するものとする。

- 一 システム利用者が本システムの使用を終了したとき。
- 二 本補助金の交付事業終了後に本システムの稼働を終了したとき。

2 第4条(システムに関する知的所有権)、第7条(禁止事項)、第8条(保証の拒絶及び免責)及び本条の規定は、本利用規約の有効期間終了後も有効に存続する。

(システムの使用制限及び免責)

第 10 条 センターは、本システムの維持若しくは補修の必要がある場合又はシステム利用者が第 7 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合その他センターが必要と認めたときは、システム利用者への予告を行うことなく、本システムの利用の停止、休止又は中断等を行うことができるものとする。

2 センターは、前項の規定によってセンターが本システムの利用の停止、休止又は中断等を行ったことによってシステム利用者又は他の第三者に生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報保護等)

第 11 条 本システムで取り扱う個人情報は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第 24 条に準じて管理するものとし、システム利用者はこの取扱いに同意するものとする。

(利用規約の改正)

第 12 条 センターは、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも、本利用規約を改正することができるものとする。

2 センターは、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なく当センターホームページに掲載し公表するものとする。

3 前項の公表後に、システム利用者が本システムを使用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなす。

(連絡、通知方法)

第 13 条 本システムに関するシステム利用者からセンターへの連絡若しくは通知又はセンターからシステム利用者への連絡若しくは通知は、センターの定める方法により行うものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第 14 条 本利用規約には、日本法が適用される。

2 本利用規約に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とする。

(附則)

本利用規約は、平成 31 年 5 月 10 日から施行する。